

#### 【適用除外要件】

1. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
2. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
3. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間または日曜日・休日において当該特定建設作業を行う必要がある場合
4. 道路法第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日・休日に行うべき旨の条件が付された場合
5. 道路法第 35 条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日・休日に行うべきことと同意された場合
6. 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間または日曜日・休日に行うべき旨の条件が付された場合
7. 道路法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間または日曜日・休日に行うべきこととされた場合
8. 電気事業法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日・休日に行う必要がある場合